

動物を捨てることは、犯罪です



捨てられた猫の殆どは、餓死、病気、カラスの襲撃等で生きられません。飼い主は、産まれて困る前に、犬猫の不妊・去勢手術をしましょう。終生、愛情と責任をもって飼いましょう。

### < 動物愛護法 第44条 >

- 愛護動物を捨てた者は、罰金 50 万円
- 愛護動物を殺傷した者は、懲役 1 年、罰金 100 万円
- 愛護動物を衰弱（餌や水を与えない）させた者は、罰金 50 万円

多摩川の環境を守りましょう  
国土交通省